

社会福祉法人三徳会
制限付き一般競争入札実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人三徳会(以下「三徳会」という)が発注する入札案件のうち、制限付き一般競争により発注すべき入札案件を事前に公告することについて、その取扱いについて必要な事項を定め、入札における透明性、公平性、競争性を確保することを目的とし、「三徳会」の経理規程(平成 17 年 4 月 1 日制定。以下「経理規程」第 66 条の規定に基づいて、制限付き一般競争入札を実施する必要な事項を定める。

(入札案件の範囲)

第 2 条 制限付き一般競争入札は、原則として、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条 第 1 項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を超えるすべての契約を対象とする。

物品等の調達契約	2,700 万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	20 億 2,000 万円
特役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2 億
特定役務のうち上記以外の調達契約	2,700 万円

2 前項に規定された額未満の契約または、合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がない場合および適当でないと認められる場合は指名競争入札に付することができる。

(1) 契約の性質または目的が一般競争に適さない場合

(2) 契約の性質または目的により競争参加者が一般競争に適さないほど少数である場合

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合

(入札参加資格要件)

第3条 制限付き一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 東京電子自治体共同運営協議会を通じ品川区に対象業務の登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日から入札日までの期間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）により指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 品川区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成24年3月21日付）第3条による入札参加除外措置を受けていないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (6) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。
- (7) 工事請負
経営事項審査総合評点値（P点）、共同格付、福祉施設実績、官公庁実績、経営状況および成績評定等に関する事項
- (8) 委託・物品購入その他の契約
共同格付、福祉施設実績、官公庁実績、履行能力および経営状況等に関する事項

(公告)

第4条 公告する内容は、入札案件の件名、予定価格、概要、業種、格付、参加資格、申込期限等、入札に必要な基本的事項とする。ただし、特に必要と認めるときは、一部の内容について公告しないことができる。

(公告の時期および方法)

第5条 公告は、次に掲げる事項について、三徳会ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する方法により行うものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札参加資格を有することの確認に関する事項
- (4) 契約条項を示す場所および期間
- (5) 入札書等の提出方法
- (6) 入札執行の場所および日時
- (7) 入札参加資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (8) その他必要な事項

2 公告は、契約希望日の40日以上前に行うものとする。

(入札参加資格の確認)

第6条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書および次の添付資料を公告に示す期日までに提出しなければならない。

- (1) 「物品購入競争入札参加有資格者名簿」の写し
- (2) 物品の全部若しくは主要な部分の製造元が、指名停止措置を受けていないことの申請者の確認書（様式任意）
- (3) 納入期限までに必ず納品する旨の確約書（様式任意）（単価契約の場合は不要。）

2 入札参加希望者の参加資格について審査し、参加資格の有無を制限付き一般競争入札参加資格確認通知書（以下「資格確認通知書」という。）により通知するものとする。

3 「資格確認通知書」の通知の際に、仕様書も周知するものとする。

(無資格者への理由説明)

第7条 入札参加資格がないと通知された者は、前条の通知を受けた日から起算して2日以内（休日を除く。）に、書面等をもって説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求められた日から起算して2日以内（休日を除く。）に書面等をもって回答するものとする。

(仕様書の質問および回答)

第8条 仕様書に対する質問は、制限付き一般競争入札説明書等に関する質問書により、受け付けるものとする。

4 前項の規定により提出された質問書に対する回答を制限付き一般競争入札説明書等に関する回答書により回答するものとする。

(入札)

第9条 入札は、指定の入札書に必要とする事項を記載し、入札公告に示す日時および場所において行うものとする。

2 入札参加者が代理人をして入札しようとするときは、入札前に委任状を提出するものとする。

3 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換えまたは撤回をすることができないものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 資格確認通知書により参加資格があると通知を受けた者以外の者が提出した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札

- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札または後発の入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第 11 条 開札は、入札公告に示す日時および場所において行うものとする。

2 開札は、入札者またはその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(落札者の決定)

第 12 条 入札執行権者は、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定し、入札金額および落札者名を開札の場において読み上げるものとする。

2 入札執行権者は、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 入札執行権者は、入札者がいない場合は、随意契約をすることができる。

附則

1 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。